

木造住宅 耐震診断・耐震改修補助制度のご案内



町では、地震に対する建築物の安全性の向上をはかり安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、戸建て木造住宅の所有者に対し耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助します。

音 更 町

木造住宅耐震診断費の補助

申込み期限 1月31日

1 補助の対象

耐震診断の補助を受けるには、次のいずれにも該当しなければなりません。

- (1) 木造の戸建住宅（併用住宅で床面積の1/2以上が居住用のものを含む。）で昭和56年5月31日以前に着工した地上2階建てまでのものであること。
- (2) 所有者自らが居住していること。
- (3) 建築基準法その他関係法令に違反していないこと。
- (4) 所有者（当該建築物が共有の場合は共有者を含む。）が町税（国民健康保険税を除く。）を滞納していないものであること。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない。
- (5) 過去に耐震診断補助金の交付を受けていないものであること。

2 補助額及び補助対象経費

補助額 3万円（診断費を上限とする）
※1,000円未満は切捨て

補助対象経費 耐震診断技術者が行う耐震診断に要する経費

3 耐震診断技術者

補助対象となる耐震診断は、一級建築士、二級建築士又は木造建築士で、北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿において木造耐震診断の講習区分に登録されている者（「耐震診断技術者」といいます。）が行う診断をいいます。

名簿はこちらをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/anzensuisin/meibotouroku.htm>

※ 診断法は(財)日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法、精密診断法による木造住宅の地震に対する安全性の診断とします。

4 補助金の申し込み

次の書類を提出してください。

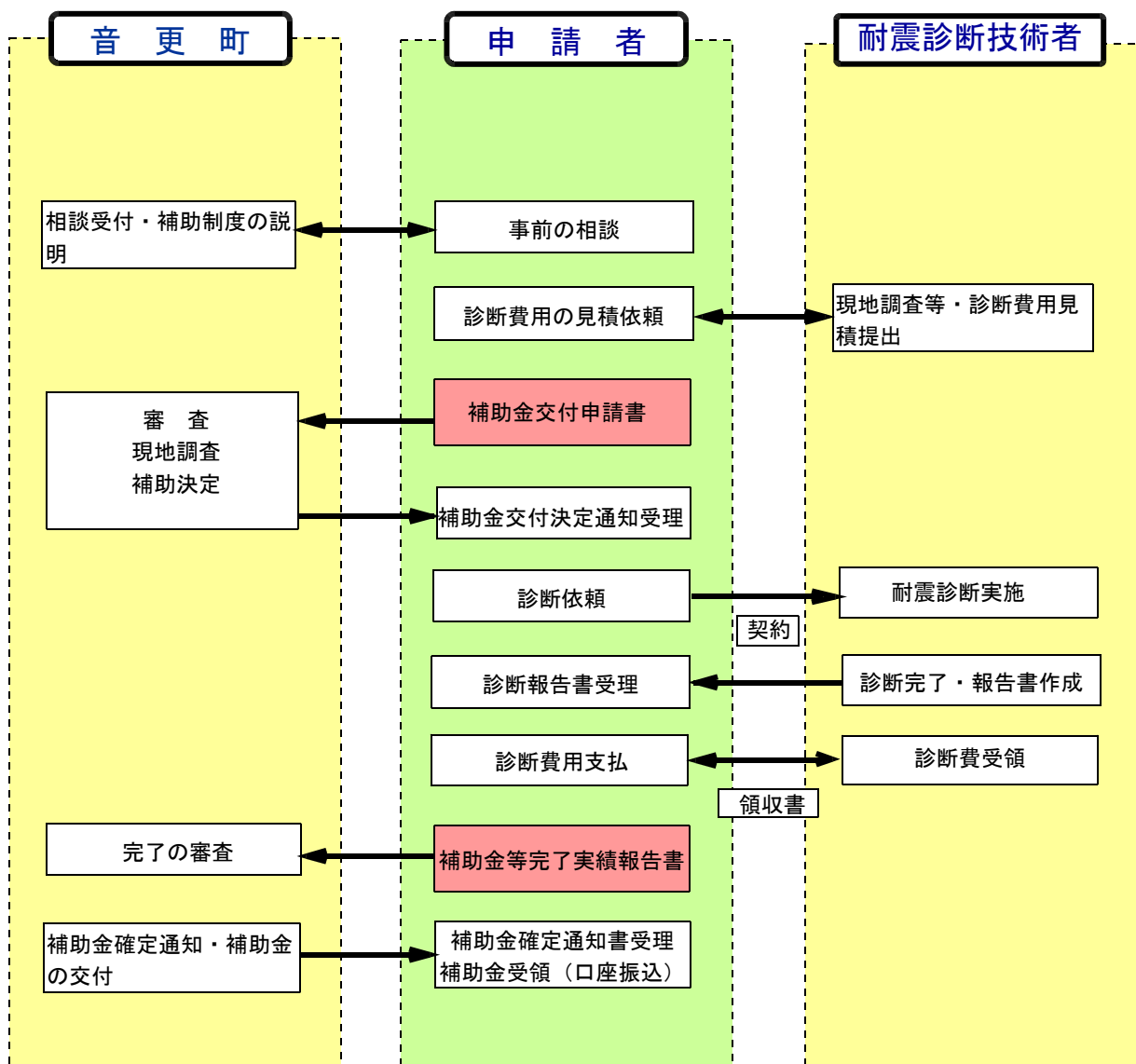
- ・補助金交付申請書
- ・建築時期及び所有者を明らかにする書類（登記事項証明書、評価証明書、建築確認通知書等）
- ・住民票
- ・納税証明書又は町税納付状況調査同意書（共有名義の場合は全員分）
- ・耐震診断に関する見積書

5 完了実績報告

耐震診断が完了したときは、木造住宅耐震改修等完了報告書に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 耐震診断報告書
- (2) 耐震診断費用の支払いを証明するもの。

6 耐震診断補助手続きの流れ



木造住宅耐震改修費の補助

申込み期限 1月31日

1 補助の対象

耐震改修の補助を受けるには、次のいずれにも該当しなければなりません。

- (1) 木造の戸建住宅（併用住宅で床面積の1/2以上が居住用のものを含む。）で昭和56年5月31日以前に着工した地上2階建てまでのものであること。
- (2) 所有者自らが居住していること。
- (3) 建築基準法その他関係法令に違反していないこと。
- (4) 所有者（当該建築物が共有の場合は共有者を含む。）が町税（国民健康保険税を除く。）を滞納していないものであること。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない。
- (5) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたものであること。
- (6) 過去に耐震改修補助の交付を受けていないものであること。

2 補助額及び補助対象経費

- 補助額** 耐震改修工事費が200万円以下の場合：20万円（工事費を上限とする）
耐震改修工事費が200万円を超える場合：工事費の10%（限度額30万円）
※1,000円未満は切捨て
- 補助対象経費** 耐震改修工事費、耐震改修工事の実施に伴う付帯工事（外壁、屋根の更新、断熱改修等を含む。）に係る経費
※増築、リフォーム、グレードアップによる内外装の復旧は補助の対象になりません。

3 耐震改修工事施工者

補助対象となる耐震改修施工者は、建設業法第3条第1項に基づく国土交通大臣又は北海道知事の許可を受けている者で、北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿において、木造耐震改修の講習区分に登録されている者が所属している事業者（耐震改修工事施工者といいます。）をいいます。

4 補助金の申し込み

次の書類を提出してください。

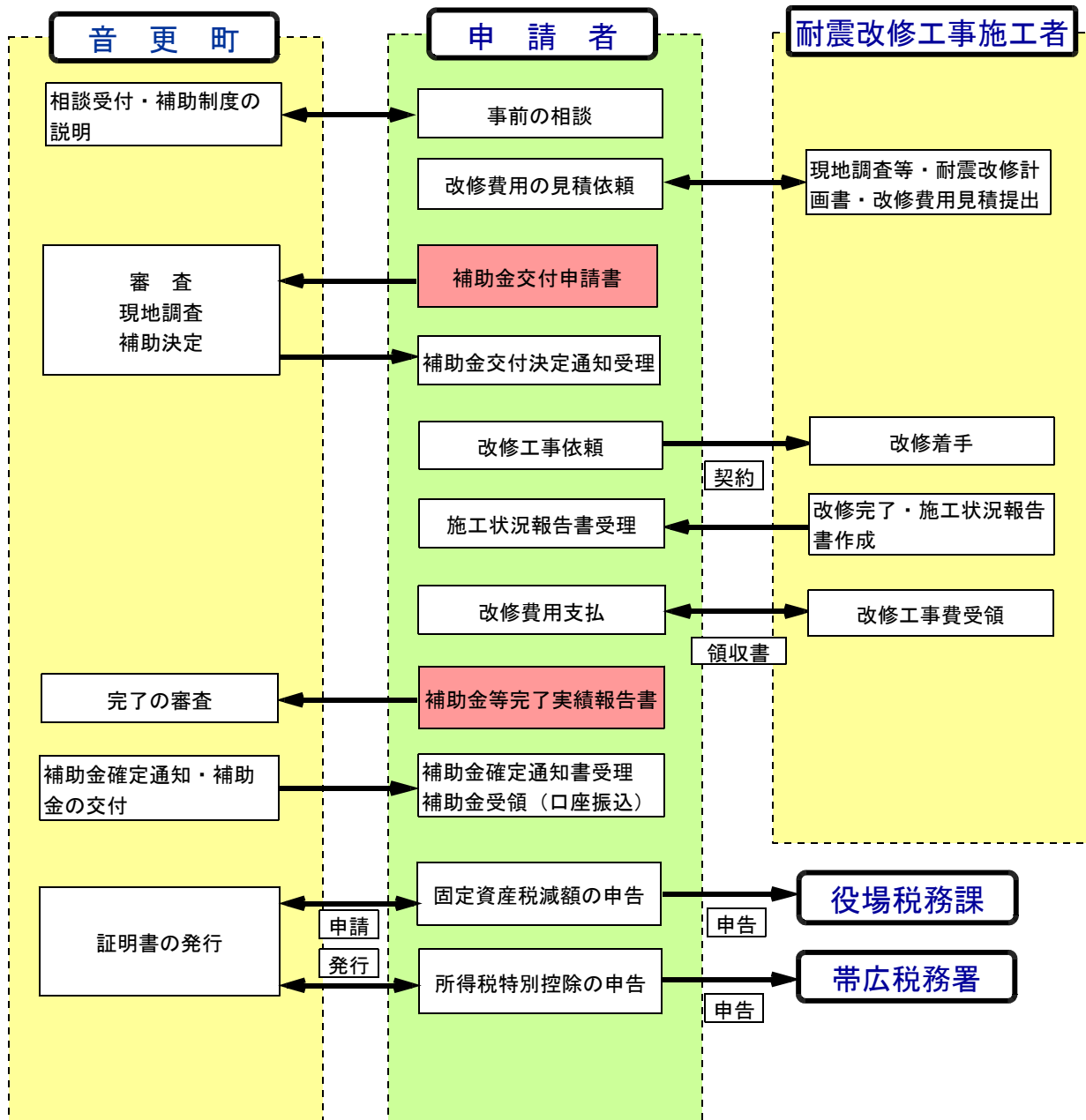
- ・補助金交付申請書
- ・建築時期及び所有者を明らかにする書類（登記事項証明書、評価証明書、建築確認通知書等）
- ・住民票
- ・納税証明書又は町税納付状況調査同意書（共有名義の場合は全員分）
- ・耐震診断報告書
- ・耐震改修計画書
- ・耐震改修工事費見積書

5 完了実績報告

耐震改修が完了したときは、木造住宅耐震改修等完了報告書に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 耐震改修工事施工状況報告書
- (2) 耐震改修工事費の支払いを証明するもの。

6 耐震改修補助手続きの流れ



住宅に係る耐震改修促進税制

現行の耐震基準に適合する耐震改修を行った方は、所得税の特別控除及び固定資産税の減額措置を受けることができます。

所得税の特別控除

個人が平成33年12月31日までに住宅の耐震改修を行った場合に、その年分の所得税額から当該住宅の耐震改修に係る標準的な工事費相当額の10%に相当する額（ただし、25万円を上限とする）を控除するものです。

住宅の適用要件

1. 耐震改修工事を行った者が自ら居住する住宅であること。
2. 昭和56年5月31日以前の耐震基準により建築された住宅であること。
3. 現行の耐震基準に適合させるための耐震改修を行うこと。
4. 住宅耐震改修証明書（地方公共団体等が作成したもの）等の必要書類を添付して確定申告をおこなうこと。

固定資産税の減額措置

昭和57年1月1日以前からあった住宅（1戸当たり120㎡相当分まで）について、平成32年3月31日までに一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額の翌年度分が2分の1に減額されます。

住宅の適用要件

1. 現行の耐震基準に適合させるための耐震改修であること。
2. 耐震改修費用が50万円超えであること。
3. 耐震改修工事完了後3ヶ月以内に、役場に証明書等の必要書類を添付して申告すること。

住宅耐震改修証明書の発行について

所得税の特別控除、固定資産税の減額措置の申告には、耐震改修を行ったことを証明する書類が必要です。町では次のとおり証明書を発行します。

証明書の発行に必要な書類

	所得税の特別控除に必要な証明書	固定資産税の減額に必要な証明書
町の補助を受けて耐震改修を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ①住宅耐震改修証明申請書 ②木造住宅耐震改修等補助金交付額確定通知書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ①地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明申請書 ②木造住宅耐震改修等補助金交付額確定通知書の写し
町の補助を受けずに耐震改修を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ①住宅耐震改修証明申請書 ②建築時期及び所有者を明らかにする書類 ③住民票 ④納税証明書又は町税納付状況調査同意書 ⑤耐震改修費が分かる契約書又は見積書等 ⑥耐震診断報告書、耐震改修計画書（町様式） ⑦竣工図 ⑧工事写真 	<ul style="list-style-type: none"> ①地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明申請書 ②建築時期及び所有者を明らかにする書類 ③納税証明書又は町税納付状況調査同意書 ④耐震改修費が分かる契約書又は見積書等 ⑤耐震診断報告書、耐震改修計画書（町様式） ⑥竣工図 ⑦工事写真

※ 「固定資産税の減額に必要な証明書」については、役場のほか、建築士、指定確認検査機関及び登録住宅性能評価期間が発行しています。

証明書発行手数料

300円

補助制度における注意事項

着手前に交付申請の手続きをしてください

耐震診断、耐震改修工事に着手する前に、必ず補助金交付申請を行ってください。提出していただいた申請書等を審査し、要件に適合していることを確認した後、補助金交付決定通知書を送付します。この通知前に着手した場合は、補助金を交付できませんのでご注意ください。

年度内に完了してください

耐震診断、耐震改修工事は必ず年度内に完了させ、完了後はすみやかに町に完了報告をしてください。報告の内容を確認した後、補助金を交付します。

変更、取り消しの場合はご連絡ください

交付決定の通知後に、申請した内容を変更、取り消しする場合は、必ず町へご連絡ください。

見積書の作成の仕方

リフォーム工事に併せて耐震改修工事を行う場合は、見積書等は耐震改修工事を分けて作成してください。

音更町建設水道部建築住宅課建築係

〒080-0198 音更町元町2番地
TEL 42-2111 FAX 42-2142

ホームページ <http://www.town.otofuke.hokkaido.jp/>